

厚生労働省

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

特別休暇制度に関する参考資料、就業規則の記載例等を紹介しています。また、特別休暇制度を導入している企業の事例を業種別、規模別、休暇制度別に検索できます。



特別休暇制度に関する資料

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>



【導入事例集 2023、2022、2021、2020】

- 特別休暇制度を導入している企業の事例を紹介しています。
- 特別休暇の中から、「年次有給休暇の取得促進に資する特別休暇」、「予測できない事情に備えた特別休暇」「従業員の多様な活動を支援する特別休暇」を中心に取り上げています。



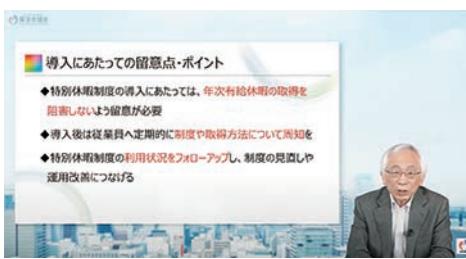
【各種リーフレット】

病気休暇制度、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度、裁判員休暇制度、ボランティア休暇制度について、制度設計に当たってのポイントや企業における導入状況、参考サイト等を紹介しています。



特別休暇制度についての解説（講師：東京大学名誉教授 佐藤博樹氏） 企業の導入事例（有限責任監査法人トーマツ）

- 厚生労働省のYouTubeチャンネルでは、特別休暇制度の定義・種別、導入の意義、導入にあたっての留意点・ポイント等について整理した解説動画のほか、病気休暇、犯罪被害者等の被害回復のための休暇の企業インタビューを掲載しています。
- 特別休暇がどんなものか知りたい、実際に導入している企業の声を聞いてみたいという方は、ぜひ一度ご覧ください。



特別休暇制度の解説



企業事例



病院等特別休暇

犯罪被害回復休暇

特別休暇制度 パンフレット 2023

病気休暇、裁判員休暇、
ボランティア休暇等の
特別休暇の導入に向けて





特別休暇制度を導入しましょう

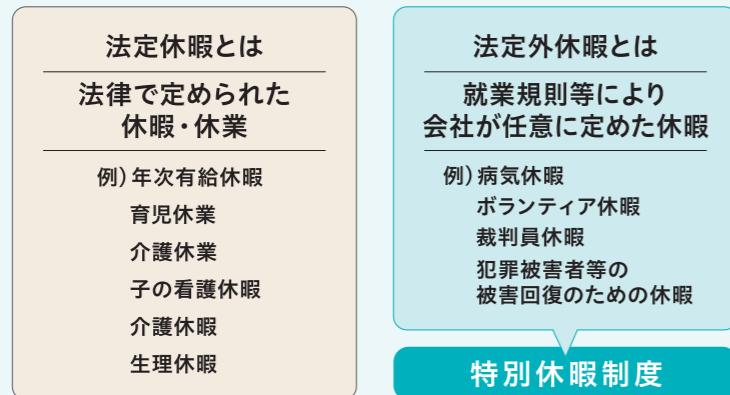
特別休暇制度とは

特別休暇制度とは、労使による話し合いを通じて、休暇の目的や取得形態を任意に設定できる法定外休暇を指します。病気休暇やボランティア休暇などのほか、従前から多くの企業で導入のみられる慶弔休暇や夏季休暇も、企業により任意に設定された特別休暇です。

【いわゆる失効年次有給休暇の積立休暇について】

労働基準法では、年次有給休暇の請求権の時効は2年とされていますが、時効となった年次有給休暇をやむなく積み立て、病気や介護など使用目的を限定した特別休暇としている例もあります。ただし、年次有給休暇の取得が促進されるにしたがって、積み立てられる休暇は減ることが考えられます。年次有給休暇の取得率は、年々上昇傾向にあり、令和5年の調査（令和4年の状況）では62.1%でした（厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」）。

年次有給休暇の取得の促進も図りながら、予測できない事情に備えたい場合には、積立休暇とは別に特別休暇を設定することも検討しましょう。



本パンフレットで取り上げる特別休暇制度

本パンフレットでは、特別休暇の中から、

1 年次有給休暇の取得促進に資する特別休暇

年次有給休暇とは別に有給で設けられることで、体調不良等に備えた年次有給休暇の取得控えを防止し、
年次有給休暇の取得促進につながっている特別休暇

例) ●病気休暇（有給） ●家族の看護等のための休暇（有給） 等

2 予測できない事情に備えた特別休暇

予測できない事情や思いがけない事態などが生じた際に、安心して休めるようにするための特別休暇
例) ●裁判員休暇 ●犯罪被害者等の被害回復のための休暇 ●災害休暇（被災時の休暇） ●病気休暇
●家族の看護等のための休暇 等

3 従業員の多様な活動を支援する特別休暇

従業員のボランティアや地域活動、自己啓発などを後押しする、もしくはそのきっかけづくりとなる特別休暇
例) ●ボランティア休暇 ●ドナー休暇 ●自己啓発休暇 等
を中心に取り上げています。

特別休暇制度を導入しましょう

働く方々の個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方・休み方を自ら選択できるようにすることで、生産性向上や多様な人材の確保につながります。そのためには、年次有給休暇の取得促進がまずは重要ですので、特別休暇制度の導入に当たっては、年次有給休暇の取得を阻害しないように留意することが大切です。本パンフレットの取組事例を参考の上、働く方々の健康の保持・増進、ワーク・ライフ・バランス、モチベーションの向上を図り、その持てる能力を十分発揮できる環境づくりに向け、特別休暇制度を導入しましょう。

病気休暇制度

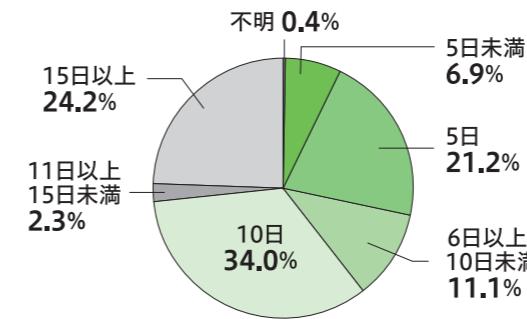
病気休暇制度について

- 風邪や感染症などの私傷病や治療により、療養等が必要となった場合に取得できる休暇を、年次有給休暇とは別に設けておくことは、万が一に備えた労働者のためのセーフティネットになります。
- 病気休暇制度導入に当たってのポイントや就業規則の記載例については、厚生労働省「病気休暇制度リーフレット」（令和6年2月作成）もご覧ください。

労働者の意識と病気休暇制度等の導入状況

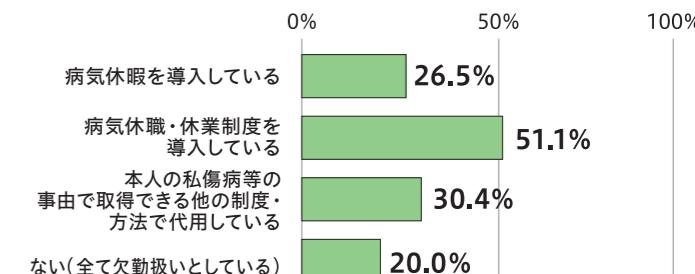
- ・労働者が病気やけがに備えて、年次有給休暇を残しておきたい日数をみると、10日以上という回答が約6割を占めており、病気休暇制度の導入により、急な病気等による治療や療養等に備えた年次有給休暇の取得控えの抑制が期待できます。
- ・病気休暇を導入している企業は26.5%、本人の私傷病や治療等の事由で取得できる他の制度・方法で代用している企業が30.4%となっています。

病気やけがに備えて 年次有給休暇を何日程度残しておきたいですか？



単数回答／労働者調査結果
(n=567)

病気休暇や病気休職・休業制度を導入していますか？



複数回答／企業調査結果
(n=2,734)

出典：令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査
(注) グラフの数値は小数点2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

導入企業の事例

SCSK株式会社 (事業内容:ITコンサルティング、システム開発、ITインフラ構築、BPO等)

● 病気休暇制度等を導入した背景

- ・当社は年次有給休暇の取得目標を100%としていますが、年次有給休暇を全て使い切った後にも、従業員本人や家族に病気や事故等の予期せぬ理由が生じた場合に、5日間の休暇を有給で取得できる「バックアップ休暇」を設けています。
- ・感染症など突発的な理由で休まなければならないことは誰にでもあります。また、従業員本人の私傷病だけでなく、家族が病気にかかりたり、事故の際にも取得できるよう取得事由を広めに設定しています。バックアップ休暇があることで、従業員は、普段から安心して年次有給休暇を100%取得することができます。

そのほか、過年度の事例集で紹介している企業事例の一部紹介

ジャヤトコ株式会社

従業員数1,000人以上、製造業
(2022年度事例集掲載事例)
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/detail/06213.pdf>

ライフネット生命保険株式会社

従業員数100～299人、金融業、保険業
(2021年度事例集掲載事例)
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/pdf/205.pdf>



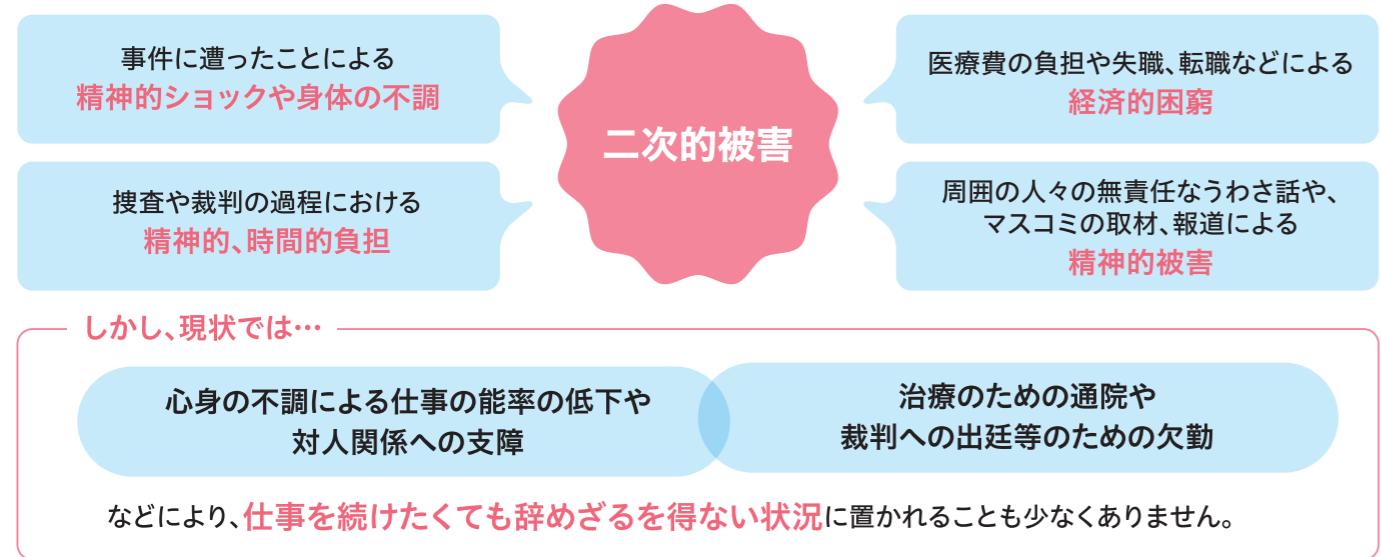
犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュットちゃん」



犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度について

- 「犯罪被害者等」とは、犯罪等の被害に遭った本人とそのご家族、またはご遺族のことをおいいます。犯罪被害者等は、事件や事故の直後は、様々なことで警察へ出向かなければならず、また病院で診察を受ける場合があるなど、被害の直後から様々な手続きなどに時間を割かなくてはいけません。
- 犯罪被害者等がその被害回復のために必要な時間を確保するための休暇制度が求められます。
- 制度導入に当たってのポイントや就業規則の記載例については、厚生労働省「犯罪被害者等の方々のための休暇について考えてみましょう」(令和6年2月作成)もご覧ください。



犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入状況

犯罪被害者等の被害回復のための休暇を導入している企業は1.4%、導入予定・検討中の企業が14.7%となっています。導入企業のうち、67.6%が有給休暇としています(令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査 有効回収数2,734件)。

導入企業の事例

株式会社オガワエコノス (事業内容:一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬・中間処理・RPF(石炭代替燃料)製造等)

●犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を導入した背景

- ・従業員やその家族が災害や犯罪被害に遭った際に、原則として必要日数を有給で取得できる制度として、「災害・犯罪被害支援制度休暇」を導入しています。
- ・制度を導入した当初は取得事由として災害のみ認めており、2018年に起きた西日本豪雨災害の際には、実際に制度を利用した従業員もいました。このとき、予測できない事情に見舞われても安心して働き続けられるという観点から、いざという時の備えになる休暇の必要性を再認識しました。ニュース等を通じ、予測できない事情の一つに犯罪被害もあると気づき、休暇の取得事由に追加することとしました。

そのほか、過年度の事例集で紹介している企業事例の一部紹介

有限責任監査法人トーマツ

従業員数1,000人以上、
学術研究、専門・技術サービス業
(2021年度事例集掲載事例)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/pdf/201.pdf>



日本ケミファ株式会社

従業員数300～999人、製造業
(2018年度事例集掲載事例)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/pdf/159.pdf>



裁判員休暇制度

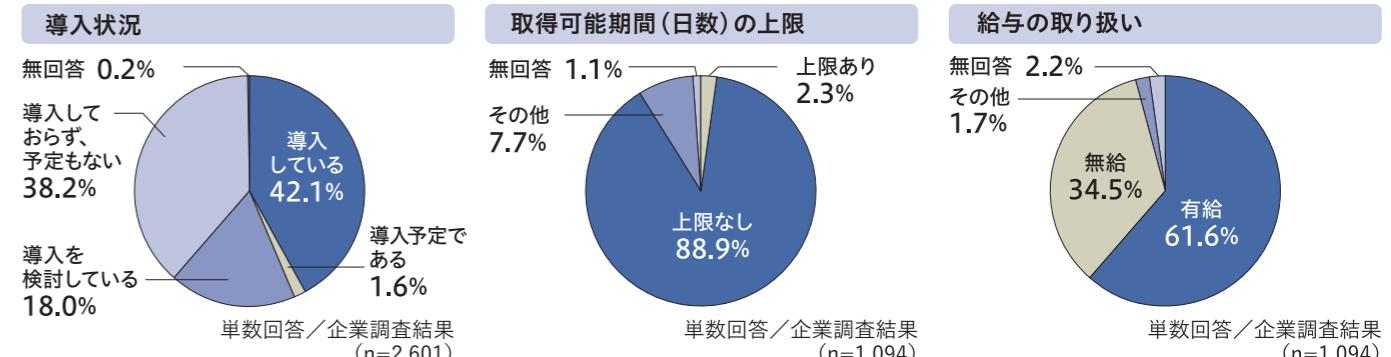


裁判員休暇制度について

- 従業員が裁判員等に選ばれた場合に、裁判員等の職務に必要な休暇の取得が法律で認められています(労働基準法第7条に規定される「公の職務」に裁判員等が含まれています)。その休暇を有給とするか無給とするかは、各企業の判断に委ねられています。
- 実際に裁判員として裁判に参加した方は、ほとんどが「よい経験であった」と回答しています。裁判に参加できる裁判員休暇制度の導入は、従業員が気兼ねなく裁判に参加できる点でも非常に有益であると考えられます。
- 制度導入に当たってのポイントや就業規則の記載例については、厚生労働省「裁判員休暇制度を導入しましょう」(令和5年1月作成)もご覧ください。

裁判員休暇制度の導入状況

- 裁判員休暇を導入している企業は42.1%、導入予定・検討中の企業が19.6%となっています。導入企業のうち、約9割が取得可能期間(日数)の上限なし、約6割が有給休暇としています。
- 裁判員に選ばれた場合の審理の実日数は3～4日が多く、約8割が5日以内となっています。



出典:令和4年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

導入企業の事例・制度利用者の声

株式会社ノバレーゼ (事業内容:ブライダル事業)

●裁判員休暇制度を導入した背景

- ・2009年に裁判員制度が開始されたことを受けて、裁判員休暇制度を導入しました。裁判員に選ばれた際、必要な日数分、有給で休暇を取得することができます。
- ・当社では、年次有給休暇の取得率100%を目指し、年度当初に年間の取得計画を立てています。期中に裁判員に選ばれても、裁判員休暇制度があるので、裁判への出席等に年次有給休暇を充てる必要がなく、年次有給休暇の日数が足りなくなるという不安が解消できています。

●制度利用者の声

- ・2018年に裁判員に選ばれ、裁判員休暇を1日取得しました。
- ・裁判員候補に選ばれたという通知が届き、良い機会なので参加したいと思いましたが、その時点では具体的にどのくらいの日の休みが必要になるのか分かりませんでした。
- ・ただ、入社時から会社の特別休暇制度として裁判員休暇制度があることを知っていたので、会社が裁判員としての職務を行うことを後押ししてくれるのだと考え、迷わず参加を決めることができました。

そのほか、過年度の事例集で紹介している企業事例の一部紹介

株式会社東陽理化学研究所

従業員数100～299人、製造業
(2021年度事例集掲載事例)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/detail/06202.pdf>

医療法人社団ゆうあい会 ゆうあいクリニック

従業員数100～299人、医療、福祉
(2016年度事例集掲載事例)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/pdf/h28-14.pdf>



ボランティア休暇制度

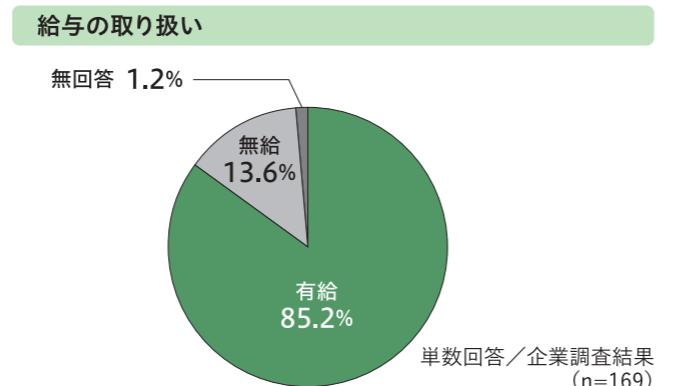
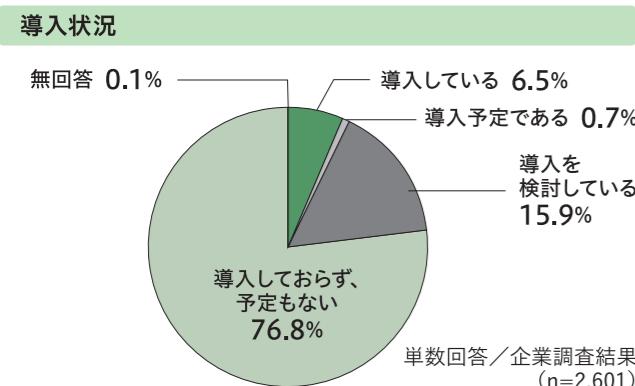


ボランティア休暇制度について

- 近年、地域貢献活動、社会貢献活動、自然・環境保護活動、災害復興支援活動などのボランティア活動への関心が高まっています。一方で、参加する時間がないなどの時間的制約が大きな課題となっています。このため、年次有給休暇の取得促進とともに、従業員が積極的にボランティア活動に参加できるよう、情報提供等の支援に加えて、ボランティア休暇制度の導入が求められています。
- 制度導入に当たってのポイントや就業規則の記載例については、厚生労働省「ボランティア休暇制度を導入しましょう」(令和5年1月作成)もご覧ください。

ボランティア休暇制度の導入状況

ボランティア休暇を導入している企業は6.5%、導入予定・検討中の企業が16.6%となっています。導入企業のうち、85.2%が有給休暇としています。



出典:令和4年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

導入企業の事例・制度利用者の声

アミタホールディングス株式会社 (事業内容:循環型の社会デザイン事業の展開)

●ボランティア休暇制度を導入した背景

- ・社会課題の解決に関心が高い従業員が多く、会社としても従業員が社会貢献活動を行うことで通常の業務では得られない経験が獲得できると考え、幅広いボランティア活動のために、年20日・半日単位で取得できる休暇制度「ソーシャル・タイム」を導入しました。これまで清掃ボランティアや子ども食堂、高齢者の買い物サポート等で活用されています。

●制度利用者の声

- ・ソーシャル・タイムを活用して、社内でも広く声をかけ、フードバンク活動を行う団体の農業ボランティアに参加しました。一緒に参加した社内のメンバーは皆初対面でしたが、農作業をしながら他部署の仕事の話なども聞くことができ、新たなつながりを作ることができました。また、他企業からの参加者とも交流ができ、他業種の話や仕事の枠を超えた話などが大きな刺激となりました。

そのほか、過年度の事例集で紹介している企業事例の一部紹介

株式会社ボーダレス・ジャパン

従業員数300～999人、
サービス業（ソーシャルビジネス）
(2020年度事例集掲載事例)



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/pdf/177.pdf>

大和リース株式会社

従業員数1,000人以上、建設業
(2018年度事例集掲載事例)



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/pdf/156.pdf>

ドナー休暇制度



ドナー休暇制度について

- 労働者が白血病等の有効な治療法である移植療法のドナーとなることを希望した場合、ドナー登録や提供までの過程において、入通院のために休暇が必要になります。
- 日本骨髓バンクを介して骨髓・末梢血幹細胞提供をする場合、患者さんと適合してから採取後の健康診断に至るまでに10日間前後、平日の日中に医療機関へ出向くことが必要になります。勤務先に「ドナー休暇制度」があることは、ドナーとなることを希望する方の心理的負担等の軽減につながります。20歳から54歳※まで提供できます。
- 制度導入に当たってのポイントについては、厚生労働省「今、ドナー休暇制度が求められています。」(平成30年度版)もご覧ください。
※コーディネート(ドナー候補者となってから骨髓または末梢血幹細胞の提供に至り、フォロー終了まで)進行中の方は55歳まで

ドナー休暇制度の導入状況

ドナー休暇を導入している企業は3.3%、導入予定・検討中の企業が18.3%となっています。導入企業のうち、91.0%が有給休暇としています(令和3年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査 有効回収数2,691件)。

導入企業の事例

とやま駅前みわ矯正歯科医院 (事業内容:歯科矯正治療)

●ドナー休暇制度を導入した背景

- ・骨髓等の提供のために、入院や検査で必要となる通院の際、必要日数を無給で取得できる制度として、「骨髓ドナー休暇」を導入しています。
- ・当初は利用する従業員がすぐに出てくるとは思っていませんでしたが、導入の翌年、家族に骨髓移植をするためにドナーとなった従業員があり、骨髓ドナー休暇を取得しました。入社して間もない従業員だったため最初は遠慮していましたが、家族のためにしっかり休んでほしいと伝えました。医療職という観点から、患者の立場で医療を受ける機会は本人にとっても貴重な経験であり、自身の成長にもつながると考えています。職場としても応援したいと考え、シフト調整等は職場全体で協力しました。

そのほか、過年度の事例集で紹介している企業事例の一部紹介

Simple 株式会社

従業員数99人以下、サービス業
(2020年度事例集掲載事例)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/pdf/181.pdf>



日本光電工業株式会社

従業員数1,000人以上、製造業
(2018年度事例集掲載事例)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/pdf/163.pdf>



ドナー休暇制度導入企業として掲載しませんか?

ドナー休暇制度導入の普及促進を行っている公益財団法人日本骨髓バンクでは、ドナー休暇制度を導入している企業の一覧を掲載しています。掲載費用は一切かかりませんので、ドナー休暇制度を導入されている企業、もしくはこれからドナー休暇制度を導入予定の企業は、こちらへの掲載をご検討ください。

また、ドナー候補者の職場の理解を得るために資料(ドナー候補者の職場の皆さまへ)も用意しています。ぜひ、ご活用ください。

公益財団法人日本骨髓バンク

- ◆ドナー休暇・公欠制度 <https://www.jmdp.or.jp/donation/donorsupport/donorleave.html>
- ◆ドナー休暇制度導入企業一覧 https://www.jmdp.or.jp/pdf/donation/donorsupport/donorleave_02.pdf
- ◆ドナー候補者の職場の皆さまへ https://www.jmdp.or.jp/pdf/donation/flow/donor_workplace2023_09.pdf